

○仮運転免許事務の処理要領の制定について(通達甲)

平成28年 1 月18日

免許発第15号

改正 平成29年 1 月10日免許発第 7 号

令和 2 年 6 月26日免許発第149号

令和 3 年 2 月16日免許発第39号

令和 5 年12月27日免許発第248号

部長及び参事官

所属長

10年保存(口訓)

仮運転免許事務の処理要領については、「仮運転免許事務の処理要領について(例規)」(平成25年 1 月31日免許発第20号)に基づき運用してきたところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年 6 月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、別添のとおり「仮運転免許事務の処理要領」を定め、平成28年 2 月 1 日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

仮運転免許事務の処理要領

第 1 趣旨

この要領は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第84条に規定する運転免許のうち、仮運転免許(以下「仮免許」という。)に関する事務処理について必要な事項を定めるものとする。

第 2 仮免許の申請等

1 提出書類

仮免許を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)別記様式第12の運転免許申請書(以下「申請書」という。)に必要書類を添付(書類に応じて提示)して申請するものとする。この場合において、写真は、申請用と仮運転免許証(以下「仮免許証」という。)用の 2 枚を提出するものとする。

2 申請書等の受理、確認手続等

(1) 申請者が指定自動車教習所に入所している場合

ア 申請者が指定自動車教習所(以下「指定校」という。)に入所している者である場合は、修了証明書に係る所定の課程を経た者の仮運転免許試験(以下「仮免許試験」という。)を当該修了指定校において行うことを認めていることから、申請書及び必要書類(以下「申請書等」という。)

は、申請者の入所している指定校において仮免許試験が終了し、その可否の仮判定をした後に指定校から管轄署（指定校の所在地を管轄する署（高知署、高知南署及び高知東署を除く。）をいう。以下同じ。）の署長（以下「管轄署の署長」という。）に提出されることとなる。ただし、申請者が高知市又はいの町に所在する指定校に入所している者である場合の申請書等は、指定校から免許センター長に提出されることとなる。

イ 免許センター長及び管轄署の署長は、申請書等の提出があったときは、次に掲げる事項について十分に確認を行った上で受理すること。

（ア） 受験資格があるか。

（イ） 申請書の記載事項に漏れや誤りはないか。

（ウ） 必要書類に不備はないか。

（エ） 手数料の高知県収入証紙の金額に過不足はないか。

ウ 免許センター長及び管轄署の署長は、指定校からの申請書等の受理に併せて、別記第1号様式の仮免許試験合格者名簿兼送付書（以下「合格者名簿兼送付書」という。）、別記第2号様式の仮免許試験（学科）の実施簿（以下「実施簿」という。）、別記第3号様式の仮免許試験の実施結果一覧表（以下「実施結果一覧表」という。）及び別記第4号様式の仮免許証交付簿（以下「交付簿」という。）の提出を受け、仮免許試験の可否判定について審査するとともに、次の処理を行うこと。

（ア） 合格者名簿兼送付書及び交付簿については、各様式にある注意書の記載要領に従って誤りなく記載されているかどうかを確認すること。

（イ） 実施簿は、提出された申請書等と照合し、指定校に返還すること。

（ウ） 管轄署にあっては、仮免許証の作成及び交付事務の終了後、申請書等に合格者名簿兼送付書及び実施結果一覧表を添えて、直ちに免許センターに送付すること。

（エ） 交付簿は、指定校から提出を受けた所属において保管管理を行うこと。

エ 免許センター長は、仮免許試験に合格した者について、高知県運転者管理等システム及び警察共通基盤システムに登録すること。

(2) 申請者が指定校に入所していない場合等

ア 申請者が指定校に入所していない者又は法第97条の2第1項第4号に規定する免許証の有効期間の更新を受けなかった者（いわゆる失効仮免許者）等である場合は、原則として、免許センターにおける仮免許試験の当日に免許センター長が申請書等を受理すること。この場合における申請書等の確認は、(1)イを準用する。

イ 免許センター長は、仮免許試験に合格した者について、高知県運転者管理等システム及び警察共通基盤システムに登録し、合格者名簿を出力するとともに交付簿を作成すること。ただし、合格者名簿については、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第34条の5の規定により試験を免除する者である場合は、この限りでない。

3 仮免許証の作成要領等

規則別記様式第15の仮運転免許証の作成要領は、次のとおりとする。

(1) 仮免許証の番号

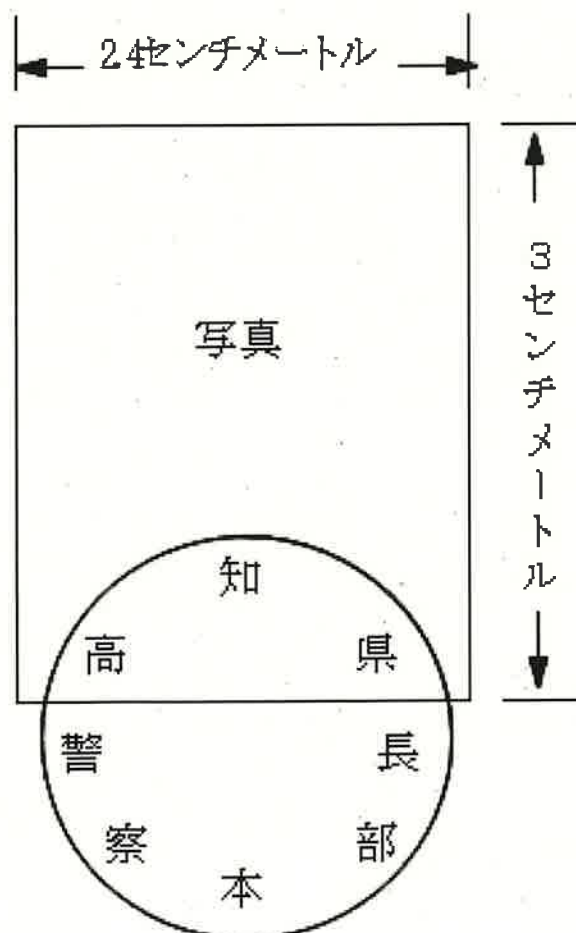
仮免許証の番号は、5桁の数字とし、別表の受験番号配分表に基づき記載すること。

(2) 交付年月日

実際に仮免許証を交付する年月日を記載すること。

(3) 写真押出しスタンプの押印

写真押出しスタンプは、高知県警察公印規程(昭和54年4月本部訓令第4号。以下「訓令」という。)別表に規定する運転免許事務用押出しスタンプの本部長印を次のように申請用写真と仮免許証用紙にわたって押印すること。



(4) 氏名、生年月日、本籍(国籍)及び住所

ア 申請者が現に免許を受けている者である場合

現に受けている免許に係る免許証の氏名、生年月日、本籍(国籍)及び住所(以下「氏名等」という。)を記載すること。

イ ア以外の者である場合

(ア) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用を受ける者

住民基本台帳法第12条第1項に規定する住民票の写しに記載されている氏名等を記載すること。この場合において、氏名の文字が戸籍法(昭和22年法律第224号)第7条に規定する戸籍簿に登載されている文字と異なるときは、戸籍簿に登載されている文字を記載すること。

(イ) 住民基本台帳法の適用を受けない者

旅券、外務省の発行する身分証明書又は権限のある機関が発行する身分を証明する書類(以下「旅券等」という。)に記載されている氏名、生年月日、本籍(国籍)を記載すること。また、住所については、旅券等の提示だけでは確定することができないため、居住証明書の提示を求め、それにより確認をした後、仮免許証の住所欄に記載すること。

ウ 外国人の氏名記載時の留意点

(ア) 住民票の写し又は旅券等に、ローマ字で表記した氏名に漢字又は仮名が併記されている場合は、ローマ字による氏名に漢字又は仮名を併記すること。また、住民票の写しに通称名が記載されている場合で、本人が仮免許証に通称名の記載を希望するときは、通称名も記載すること。

(イ) ファースト・ネーム、ミドル・ネーム及びラスト(ファミリー)・ネームを有する者である場合は、ラスト(ファミリー)・ネーム、ファースト・ネーム、ミドル・ネームの順に記載するものとし、氏名の全部が記載できないときは、ミドル・ネームについては頭文字のみを記載すること。

(5) 有効期限

適性試験に合格した日から起算して6月後の年月日を記載すること。

(6) 仮免許の種類

仮免許の種類欄には、与える免許に応じて、大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許又は普通仮免許と記載すること。

(7) 免許の条件

規則第23条に規定する適性試験を実施した結果による条件を記載すること。

第3 仮免許証の交付手続等

- (1) 仮免許証は、試験の合格発表日に交付すること。ただし、高知県の休日を定める条例(平成元年県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日に仮免許試験を実施した場合の仮免許証の交付は、その休日以後直近の平日とする。また、免許センター長及び管轄署の署長は、仮免許証を交付したときは、交付簿に必要事項を記載して、その処理経過を明らかにしておくこと。
- (2) 交付簿は、暦年ごとに編冊し、免許センター長又は署長の決裁を受けた日から1年間保管すること。

第4 仮免許証の記載事項の変更手続

- 1 仮免許証の記載事項を変更しようとする者は、規則別記様式第16の運転免許証記載事項変更届(以下「変更届」という。)を提出するとともに、変更事項に応じて必要書類を提示又は添付するものとする。
- 2 変更届の受理は、免許センター及び署(土佐署にあっては当該署の分庁舎を除く。)の免許窓口で行うものとする。
- 3 免許センター長及び署長は、仮免許証の記載事項を変更する場合は、次のとおり行うものとする。
 - (1) 変更に係る事項について十分に確認を行うこと。
 - (2) 仮免許証の変更前の記載事項は、二重線で抹消し、訓令別表に規定する反則事務及び運転免許事務用の本部長印(以下「免許事務用本部長印」という。)を押印すること。
 - (3) 仮免許証の変更後の記載事項は、抹消した事項の当該欄又は備考欄に新たに記載すること。
 - (4) 仮免許証の備考欄に、届出年月日及び届出事項を記載し、免許事務用本部長印を押印すること。
- 4 免許センターへの送付
署において仮免許証の記載事項の変更届を受理したときは、変更手続の終了後、直ちに当該変更届及び必要書類を免許センターに送付するものとする。この場合において、届出者が県外からの転入者であるときは、仮免許証の写しも併せて送付するものとする。

第5 仮免許証の再交付手続

- 1 仮免許証の再交付を受けようとする者は、規則別記様式第17の運転免許証再交付申請書(以下「再交付申請書」という。)に、必要書類を添付して提出するものとする。この場合において、写真は、申請用と仮免許証用の2枚を提出するものとする。
- 2 再交付申請書は、申請者が指定校を経由して申請するときは、管轄署の署

長が受理するものとする。ただし、申請者が高知市若しくはいの町に所在する指定校に入所している者であるとき又は指定校を経由せずに申請するときは、免許センター長が受理するものとする。

なお、再交付申請書を受理したときは、当該申請書の左上段に((仮))と朱書して、仮免許証の再交付申請である旨を明らかにするものとする。

3 免許センター長及び管轄署の署長は、仮免許証の再交付をするときは、次のとおり行うものとする。

(1) 再交付する仮免許証(以下「再交付仮免許証」という。)は、再交付する前の仮免許証と同一のものを作成すること。

(2) 再交付仮免許証の備考欄に、再交付年月日を記載すること。

(3) 再交付仮免許証は、再交付申請書を受理した日に即日交付すること。また、再交付仮免許証を交付したときは、交付簿に必要事項を記載して、その処理経過を明らかにしておくこと。

4 管轄署は、2による再交付申請書を指定校から受理したときは、当該再交付申請書に合格者名簿兼送付書と必要書類を添えて、直ちに免許センターに送付するものとする。

第6 仮免許証用紙の保管

1 免許センター及び管轄署に仮免許証作成用の用紙(以下「仮免許証用紙」という。)の保管責任者を置き、免許センターにあつては試験担当課長補佐を、管轄署にあつては交通課長をもって充てる。

2 仮免許証用紙は、免許センター長から管轄署に送付し、送付を受けた管轄署の署長は、これを指定校に配布するものとする。この場合において、免許センター長及び管轄署の署長は、別記第5号様式の仮免許証用紙受払簿を備え付け、その処理経過を明らかにしておくとともに、仮免許証用紙の適正な保管・取扱いに留意しなければならない。

3 管轄署における仮免許証用紙の払出しは、管轄区域内の指定校からの申出を受けて行うものとする。この場合において、管轄署の署長は、必要以上の枚数を指定校に配布してはならない。

第7 行政処分関係

仮免許の取消事案が発生した場合は、次の要領により取り扱うものとする。

1 本県交付の仮免許証の場合

(1) 発生速報

署、交機隊及び高速隊において仮免許の取消事案が発生したときは、所属長は、別記第6号様式の仮免許取消事案発生速報(以下「発生速報」という。)を作成し、事案の概要、当事者の申立て内容等を免許センター長に報

告するものとする。

(2) 弁明調書の作成

仮免許の取消しに際し、法令上弁明の機会の付与は必要とされていないが、手続の適正を確保するため、所属長は、当事者又はその代理人に弁明の機会を付与するものとする。この場合において、当事者又はその代理人が口頭による弁明をするときは、巡査部長以上の階級にある警察官が弁明を録取し、「意見の聴取、聴聞及び弁明の機会の付与に関する事務処理要領について(通達甲)」(令和5年12月26日免許発第240号)別記第19号様式の弁明調書(以下「弁明調書」という。)を作成すること。

(3) 弁明内容等の報告

所属長は、弁明調書を作成したとき又は弁明書その他証拠書類等の提出を受けたときは、弁明内容等を免許センター長に報告すること。

(4) 処分通知

ア 発生速報を受けた免許センター長は、事案の概要等を審査し、仮免許の取消しが相当であると認めたときは、処分番号等必要な事項を当該所属長に連絡すること。

イ アの連絡を受けた所属長は、規則別記様式第19の4の仮運転免許取消し処分通知書に必要事項を記載した後、被処分者に交付して当該処分の通知をすること。

(5) 仮免許証の返納

所属長は、(4)イによる処分を執行したときは、被処分者に仮免許証を速やかに返納するよう指示すること。

(6) 免許センターへの送付

所属長は、弁明調書及び仮免許証に取締原票写し等の関係書類を添えて、速やかに免許センターに送付すること。

2 他の都道府県交付の仮免許証の場合

所属長は、他の都道府県で交付された仮免許証の取消事案が発生したときは、免許センター長を経由し、仮免許証を交付した府県警察に事案の概要を通報するものとする。

(別表・別記様式省略)